

五監委発第55号  
令和2年3月2日

五所川原市議会議長 磯邊 勇司  
五所川原市長 佐々木 孝昌 様

五所川原市監査委員 小田桐 宏之

平成31（令和元）年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定に基づき提出します。

## 監査結果報告

### 第1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第4項による監査）

### 第2 監査の対象

本監査は、以下の部署について、平成30年度から平成31（令和元）年度（一部）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

- ・民生部（国保年金課市浦医科・歯科診療所）
- ・福祉部（介護福祉課地域包括支援センター地域包括支援係）
- ・経済部（農林水産課水産室）

### 第3 監査の期間

令和元年10月1日から令和元年10月24日

### 第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員

### 第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼とし、五所川原市監査委員監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

### 第6 主な監査項目

- ①歳入に係る伝票
- ②歳出に係る伝票
- ③領収済通知書
- ④委託契約書（契約金額が1件につき50万円以上）
- ⑤旅行命令簿
- ⑥復命書
- ⑦公金の取扱事務の状況
- ⑧対象課等の職員が管理する各種団体の通帳及び出納簿等

### 第7 監査の結果

監査の結果、軽微な誤りはあったが、概ね良好と認めた。

## 監査結果報告

### 第1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第4項による監査）

### 第2 監査の対象

本監査は、以下の部署について、平成30年度から平成31（令和元）年度（一部）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

- ・総務部（金木総合支所・市浦総合支所・管財課新庁舎建設準備室）

### 第3 監査の期間

令和元年11月1日から令和元年11月25日

### 第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員

### 第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼とし、五所川原市監査委員監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

### 第6 主な監査項目

- ①歳入に係る伝票
- ②歳出に係る伝票
- ③領収済通知書
- ④委託契約書（契約金額が1件につき50万円以上）
- ⑤旅行命令簿
- ⑥復命書
- ⑦公金の取扱事務の状況
- ⑧対象課等の職員が管理する各種団体の通帳及び出納簿等

### 第7 監査の結果

監査の結果、軽微な誤りはあったが、概ね良好と認めた。

## 監査結果報告

### 第1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第4項による監査）

### 第2 監査の対象

本監査は、以下の部署について、平成30年度から平成31（令和元）年度（一部）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

- ・上下水道部（経営管理課・水道課・下水道課・浄水管理室）

### 第3 監査の期間

令和2年1月6日から令和2年1月27日

### 第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員

### 第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼とし、五所川原市監査委員監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

### 第6 主な監査項目

- ①歳入に係る伝票
- ②歳出に係る伝票
- ③領収済通知書
- ④委託契約書（契約金額が1件につき50万円以上）
- ⑤旅行命令簿
- ⑥復命書
- ⑦公金の取扱事務の状況
- ⑧対象課等の職員が管理する各種団体の通帳及び出納簿等

### 第7 監査の結果

監査の結果、軽微な誤りはあったが、概ね良好と認めた。

